

水戸市告示第8号

水戸市狭あい道路及び後退敷地等の整備要項を次のように定める。

平成30年1月11日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市狭あい道路及び後退敷地等の整備要項

(趣旨)

第1条 この要項は、狭あい道路及び後退敷地等の整備の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 水戸市道の幅員4.0メートル未満の区間をいう。
- (2) 後退敷地等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により後退した土地その他の狭あい道路を同条第1項に規定する道路とするために必要となる土地（隅切りの用地を除く。）をいう。
- (3) 道路整備 狭あい道路及び後退敷地等を一の道路として利用するために行う整備をいう。
- (4) 整備区間 狭あい道路のうち道路整備の対象とする区間をいう。
- (5) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに掲げる道路をいう。
- (6) 工作物等 建築物、門、塀、生垣、植栽、樹木等をいう。

(道路整備の要件)

第3条 道路整備は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 整備区間が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定により都市計画の決定があった都市施設に係る道路、同法第29条の規定に基づく開発行為（その面積が1,000平方メートル以上の開発行為に限る。）の区域に接する道路又は本市の他の事業において整備が計画されている道路（これらの道路の整備の時期その他の事情を勘案し、市長が道路整備の実施についてやむを得ないと認める道路を除く。）でないこと。
- (2) 整備区間の始点が幅員4.0メートル以上の公道に接続していること。
- (3) 整備区間の終点が他の公道に接続していること。ただし、整備区間の延長が始点から35メートル以上である場合を除く。
- (4) 道路整備について、整備区間に接する土地の所有者（以下「関係地権者」という。）全員から同意を得ていること。

- (5) 整備区間に接する後退敷地等（以下「整備対象後退敷地等」という。）の寄附について、その所有者全員から同意を得ていること。
 - (6) 別図に定める基準を満たす隅切りの設置について、設置予定地の所有者全員から同意を得ていること。
 - (7) 整備区間、整備対象後退敷地等又は隅切りの用地に存する電柱（周辺の土地の面積が狭小であることその他の理由により移設が困難な電柱であって移設しないことにより通行に支障が生じないと市長が認めるものを除く。）の移設について、移設先の土地の所有者全員から同意を得ていること。
 - (8) 整備区間に接する土地に所有者の異なる住宅、店舗又は事務所（以下「住宅等」という。）が3以上あること。
 - (9) 整備対象後退敷地等及び隅切りの用地に、延べ床面積10平方メートル以上の建築物及び軒の切取り面積10平方メートル以上の建築物がないこと。
 - (10) 整備区間と整備対象後退敷地等との境界線（以下「整備前境界線」という。）のうち整備対象後退敷地等の方向に道路整備に支障となる工作物等が存する部分の延長の和を整備前境界線の延長の和で除して得た数が0.2未満であること。
 - (11) 整備前境界線のうち住宅等の敷地と接し、かつ、整備対象後退敷地等の方向に道路整備に支障となる工作物等が存する部分の延長の和を、整備前境界線のうち住宅等の敷地と接する部分の延長の和で除して得た数が0.2未満であること。
 - (12) 雨水の排水先となる流末が確保できること。
- 2 前項の規定を適用する場合において、整備対象後退敷地等の区域は、整備前境界線と道路整備を行った後の道路の境界となる予定の線（以下「整備後境界線」という。）との間の区域とする。
- 3 前2項の規定を適用する場合において、整備後境界線は、整備区間の中心線からの水平距離が当該道路整備後の予定の幅員（以下「予定幅員」という。）の2分の1に相当する距離である線とする。ただし、整備区間が、その中心線から予定幅員の2分の1未満の水平距離で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するもの（以下「がけ地等」という。）又はその利用目的、形態等により移設等が困難である工作物等が存する等の理由により市長が後退敷地等の確保が困難であると認める土地若しくは所有者の確定が困難な土地（以下「整備不適格土地等」という。）に沿う場合にあっては、当該がけ地等又は整備不適格土地等の狭あい道路の側の境界線及びその境界線から狭あい道路の側に予定幅員に相当する水平距離である線とする。

（道路整備協議）

第4条 道路整備を希望する者は、当該道路整備に係る協議（以下「道路整備協議」という。）をしなければならない。

- 2 道路整備協議をしようとする者は、道路整備協議書（様式第1号）に道路整備を希望する区間が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、道路整備協議書の提出があったときは、その内容の審査及び現地調査を行い、当該道路整備協議書の提出があった日から起算して7月以内に、当該道路整備協議の結果を道路整備協議結果通知書（様式第2号）により当該道路整備協議書を提出した者（以下「協議代表者」という。）に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の審査を行うため、水戸市狭あい道路整備審査会を開催するものとする。
- 5 協議代表者は、道路整備協議を中止しようとするときは、速やかに、道路整備協議取下届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（道路整備同意書の提出）

第5条 協議代表者は、前条第3項の規定による審査及び現地調査により第3条第1項各号の要件を満たすと認められたときは、前条第3項の規定による通知を受けた日から1年以内に、道路整備同意書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める期間内に道路整備同意書の提出がなかったときは、その理由を確認し、必要な措置を講ずるものとする。

（関係地権者の責務）

第6条 関係地権者は、第4条第3項の規定による審査及び現地調査により第3条第1項各号の要件を満たすと認められたときは、円滑な道路整備の実施のため、隅切りの用地の買収、後退敷地等の所有権以外の権利の解除、土地の相続その他の事項について協力しなければならない。

（隅切りの用地の買収等）

第7条 隅切りの用地は、相続税路線価が設定されている路線にあつては相続税路線価相当額、相続税路線価が設定されていない路線にあつては相続税評価相当額により、買収するものとする。

- 2 道路整備に係る損失補償は、損失補償算定基準書に基づき行うものとする。

（道路整備の休止等）

第8条 市長は、境界立会いの不調その他の理由により道路整備の継続が困難であると認めるときは、当該道路整備を休止し、道路整備継続協議書（様式第5号）により当該道路整備に係る協議代表者と当該道路整備の継続について協議を行うものとする。この場合において、当該道路整備の休止の期間は、1年以内とする。

- 2 市長は、前項の協議が調わなかったときは、当該協議に係る道路整備を中止し、その旨を道路整備中止通知書（様式第6号）により当該道路整備に係る協議代表者に通知するものとする。

（再協議）

第9条 協議代表者は、道路整備に係る工事が着工するまでに、第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなり、又はそのおそれが生じたときは、当該道路整備について、改めて道路整備協議をしなければならない。

- 2 前条第2項の規定により中止した道路整備の実施を希望する者は、当該道路整備について、改めて道路整備協議をしなければならない。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

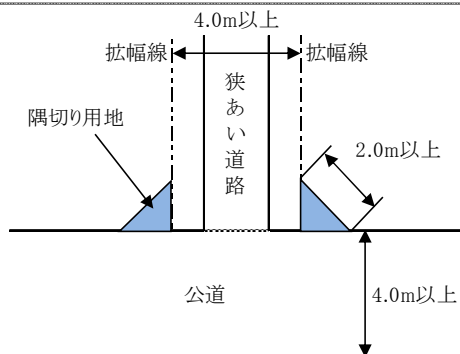
- 1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

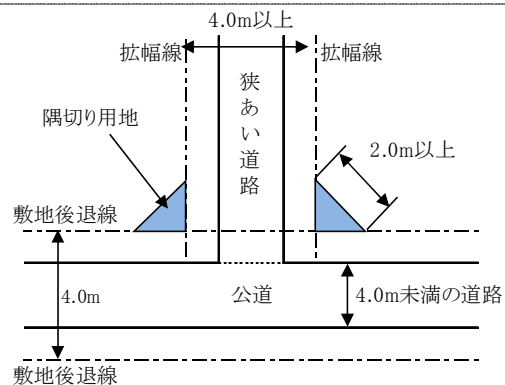
- 2 この要項の施行の日前に事前協議書が提出された道路整備の取扱いについては、別に定める。

別図（第3条関係）

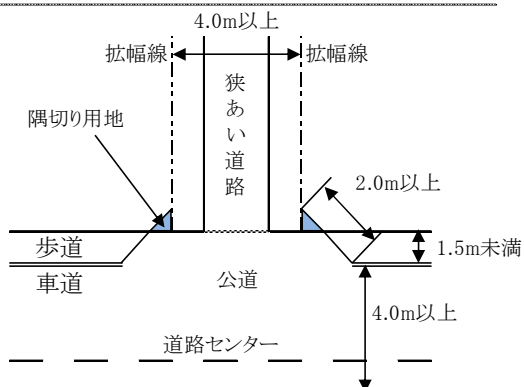
【4.0m以上の公道に接続する場合】



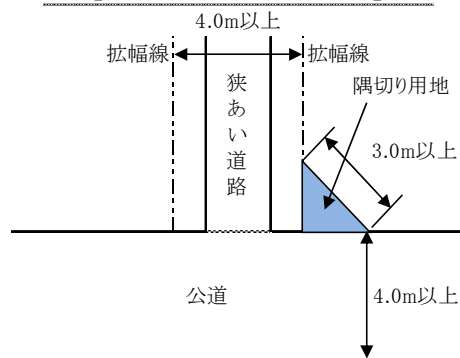
【4.0m未満の公道に接続する場合】



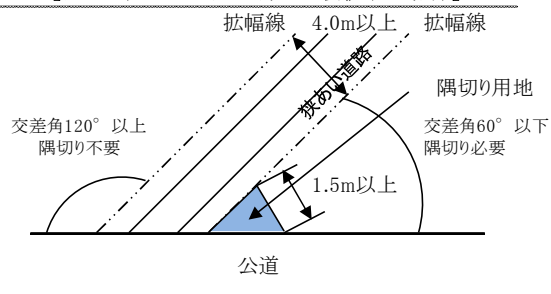
【幅員1.5m未満の歩道のある公道に接続する場合】



【片側偶切りを設ける場合】



【起点・終点が公道に斜めに接続する場合】



備考 片側偶切りを設ける場合又は道路に斜めに接続する場合において、接続する道路が、幅員4.0m未満の場合又は歩道幅員1.5m未満の場合にはそれぞれの例に準じる。

様式第1号（第4条関係）

道路整備協議書

年 月 日

水戸市長

様

申請者

住所

氏名

電話

()

印

下記の狭あい道路に関する道路整備について協議いたします。

記

1 狭あい道路の概要

道路名

市道

号線

水戸市

番地より

水戸市

番地まで

2 道路整備後の希望幅員

m

3 添付書類 道路整備を希望する区間が分かる書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

道路整備協議結果通知書

様

水戸市長

年 月 日付けで提出のあった市道 号線の狭あい道路の道路整備に係る協議の結果は、下記のとおりですので、水戸市狭あい道路及び後退敷地等の整備要項第 4 条第 3 項の規定により通知します。

記

協議の結果

様式第3号（第4条関係）

道路整備協議取下届

年 月 日

水戸市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話

()

年 月 日付けで道路整備協議書を提出した下記の狭あい道路の道路整備に係る協議について、下記の理由により取り下げます。

記

1 道路名

市道

号線

2 理由

様式第 4 号（第 5 条関係）

道路整備同意書

年 月 日

水戸市長 様

代表者 住所 氏名 印
電話 ()

水戸市が下記の土地の全部又は一部をその用地として市道 号線の整備を行うことに同意します。

なお、別紙のとおり、市道 号線の整備に係る土地の寄附及び電柱の移設について関係権利者全員の同意を得ております。

記

関係地権者の表示

土 地 の 所 有 者		土 地 の 表 示	
住 所	氏 名	町 名 及 び 地 番	地 目

別紙

年 月 日

水戸市長 様

住 所

氏 名

印

市道 号線の狭あい道路の道路整備に係る下記の事項について同意します。

記

同意の内容

- (1) 次の土地の全部又は一部の寄附
- (2) 次の土地への電柱の移設

土地の表示

内 容	町 名 及 び 地 番	地 目

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

道路整備継続協議書

年 月 日付けで提出のあった市道 号線の狭あい道路の道路整備について、下記の理由により道路整備の継続が困難な状況が生じたため、年 月日に道路整備を休止しましたので、当該道路整備の継続について協議します。

なお、年 月 日までに下記の理由が解消せず、道路整備が行えない場合には、当該道路整備を中止します。

記

道路整備の継続が困難な理由

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

道路整備中止通知書

年 月 日付けで提出のあった市道 号線の狭あい道路の整備について、下記の理由により、年 月 日付けで道路整備の中止を決定いたしましたので、水戸市狭あい道路及び後退敷地等の整備要項第 8 条第 2 項の規定により通知いたします。

記

中止の理由